

大樹町犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大樹町犯罪被害者等支援条例（令和6年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 傷害 犯罪行為により受けた負傷又は疾病（精神的な疾病を含む。）であって、その療養に要する期間が1月以上であると医師により診断されたものをいう
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は傷害をいう。ただし、被害を届出ることが困難であると認められる場合を除き、被害の届出が受理されているものに限る
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう
- (4) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族で、町内に住所を有する者その他これらの者に準ずると町長が認める者をいう

(見舞金の支給)

第3条 条例第8条の規定により支給する見舞金は、遺族見舞金及び傷害見舞金とする。

2 遺族見舞金は犯罪被害者が死亡した場合、傷害見舞金は犯罪被害者が傷害を負った場合に支給する。

(見舞金の支給対象及び順位)

第4条 見舞金の支給を受けることができる者は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪により死亡した者の第1順位遺族（次項から第3項までに定める第1順位の遺族（当該犯罪被害発生時に町内に住所を有する者その他これらの者に準ずると町長が認める者）をいう。以下同じ。）
- (2) 傷害見舞金 犯罪により傷害を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害発生時に町内に住所を有する者その他これらの者に準ずると町長が認める者

2 前項第1号の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 遺族見舞金の支給対象者となる遺族の順位は、第2項各号に掲げる順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父

母については養父母を先にし、実父母を後とする。

4 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族が2人以上ある場合においては、当該遺族の順位が同順位の場合は同意書により決定された代表者とする。

(見舞金の額)

第5条 見舞金の額は、次の各号に掲げる見舞金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 傷害見舞金 10万円

2 前項の規定にかかわらず、傷害見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該傷害見舞金の支給に係る犯罪行為による被害に起因して死亡した場合に限る。）は、当該傷害見舞金の支給により遺族見舞金の一部が支給されたものとみなす。この場合において、当該死亡した者の遺族に支給される遺族見舞金の額は、当該傷害見舞金を控除した額とする。

(支給の制限)

第6条 町長は、次に掲げる場合には、見舞金を支給しないものとする。

(1) 犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族（第1順位遺族が2人以上あるときは、そのいずれかの者。以下この条において同じ。）と加害者との間に次のアからウまでのいずれかに該当する親族関係があった場合

ア 夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった場合を含む。）

イ 直系血族（親子については、縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

ウ 3親等内の親族（ア又はイに掲げるものを除く。）

(2) 犯罪被害について、犯罪被害者又は第1順位遺族に次のアからウまでのいずれかに該当する行為があった場合

ア 当該犯罪行為を教唆し、又はほう助する行為

イ 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為

ウ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、大樹町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1項第1号に規定する暴力団、同項第2号に規定する暴力団員及び同項第3号に規定する暴力団関係事業者並びにこれらのものと密接な関係を有する者であるとき

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、犯罪被害者等見舞金を支給することが社会通念上適切でないと町長が認めるとき。

(支給の申請)

第7条 遺族見舞金の支給の申請を行う者（以下この条から第9条まで及び第11条において「申請者」という。）は、大樹町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）支給申請書（第1号様式）及び犯罪被害申告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日

を証明することができる書類

- (2) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していた、若しくは、その他町内に住所を有していた者に準ずると町長が認める者であることを証する住民票の写し、戸籍の謄本の写し又は附票の写しその他の証明書
- (3) 遺族見舞金申請者の住民票の写し
- (4) 遺族見舞金申請者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (5) 遺族見舞金申請者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (6) 遺族見舞金申請者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類
- (7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、大樹町犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) 遺族見舞金申請者が第4条第2項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (9) その他町長が必要と認める書類

2 傷害見舞金の支給の申請者は、大樹町犯罪被害者等見舞金（傷害見舞金）支給申請書（第4号様式）及び犯罪被害申告書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 傷害を受けた日、負傷の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書
- (2) 犯罪被害者が当該犯罪被害を受けたときに町内に住所を有していたことを証する住民票の写し、または、その他町内に住所を有していた者に準ずると町長が認める者の証として配偶者又は扶養者と犯罪被害者との続柄を明らかにすることができる戸籍の謄本の写し及び附票の写しその他の証明書
- (3) 犯罪行為が行われた当時、配偶者又は扶養者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 前2項各号に掲げる書類のうち、本町の住民基本台帳、戸籍等により申請者の資格等を確認することができる場合は、公用請求等同意書（第5号様式）の提出により当該書類に替えることができる。

4 第1項及び第2項の申請者が未成年者である場合又はやむを得ない理由により当該見舞金の申請手続ができない場合は、当該申請者に代わって親族等が申請手続をすることができる。

（支給申請の期限）

第8条 犯罪被害者等見舞金の支給申請は、申請者が当該犯罪行為による死亡若しくは傷害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による死亡若しくは傷害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(支給決定等)

第9条 町長は、第7条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに犯罪被害者等見舞金の支給の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により支給することに決定したときは、大樹町犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(第6号様式)又は大樹町犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(第7号様式)により、申請者に通知するものとする。

3 町長は、第1項の規定による見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請に係る状況等について調査をすることができる。この場合において、町長は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の支給決定後においても適用することができる。

(見舞金の請求)

第10条 前条の規定により見舞金の支給決定通知を受けた者は、大樹町犯罪被害者等見舞金支給請求書(第8号様式)により、町長に当該見舞金の支給を請求するものとする。

(見舞金の支給決定の取消し等)

第11条 町長は、当該見舞金の支給決定後、次の各号のいずれかに該当するときは、第9条第1項の見舞金の支給決定を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項各号に該当することが判明したとき(同条第2項の規定により、社会通念上適切であると町長が認める場合を除く。)

(2) 虚偽その他不正の手段により当該決定を受けたと認められるとき

(3) 加害者が不起訴及び裁判で無罪となった場合(社会通念上適切であると町長が認める場合を除く。)

2 町長は、前項の規定により取り消しを行った場合は、大樹町犯罪被害者等見舞金支給取消通知書(第9号様式)により申請者に通知するものとする。

(見舞金の返還)

第12条 見舞金の支給を受けた者が、前条の規定により見舞金の支給決定の全部又は一部を取り消されたときは、当該見舞金を返還しなければならない。

(報告等)

第13条 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、受給者に対し、報告を求め、又は調査を行うことができる。

2 町長は、犯罪被害者等見舞金の支給に関し必要があると認めるときは、関係機関等、病院その他の関係者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による死亡又は傷害について適用する。